

# 保安林内の伐採等について

令和3年6月15日

森林保全課 林地保全班

竹田市荻町大字陽日（水源かん養保安林・保健保安林 蘭種指定）

## 目 次

### 保安林の伐採等について

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 保安林制度        | • • • p 1 |
| 2. 保安林の行為の制限等   | • • • p 2 |
| 3. 指定施業要件       | • • • p 3 |
| 4. 地区別、樹種別植栽本数表 | • • • p 7 |
| 5. 保安林内における手続き等 | • • • p 8 |
| 6. 伐採許可がおりたら    | • • • p10 |
| 7. 森林内作業フロー図等   | • • • p11 |

## 保安林制度

保安林制度は、明治31年1月1日付け第1次森林法施行により創立され、同法に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、その森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、一定の伐採・転用規制等を課するものである。

### 保安林の指定

農林水産大臣又は都道府県知事は、森林法第25条第1項第1号から第11号に掲げる目的を達成するに必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。

※ 森林法第25条第1項で定める指定目的と保安林種

#### 指定・解除の権限

保安林区分		権限
民有林	1~4号	重要流域 農林水産大臣（直接執行事務）
	重要流域以外	都道府県知事（法定委託事務）
4号以下		都道府県知事（自治事務）
国 有 林		農林水産大臣（直接執行事務）

目的	保安林種
1号 水源の涵（かん）養	水源かん養保安林
2号 土砂の流出の防備	土砂流出防備保安林
3号 土砂の崩壊の防備	土砂崩壊防備保安林
4号 飛砂の防備	飛砂防備保安林
5号 風害	防風保安林
水害	水害防備保安林
潮害	潮害防備保安林
干害	干害防備保安林
雪害	防雪保安林
霧害	防霧保安林
6号 雪崩又は落石の危険の防止	雪崩防止保安林 落石防止保安林
7号 火災の防備	防火保安林
8号 魚つき	魚つき保安林
9号 航行の目的の保存	航行目標保安林
10号 公衆の保健	保健保安林
11号 名所又は旧跡の風致の保存	風致保安林

### 保安林内における行為の制限

- 保安林に指定されると、特例措置等を受けられる代わりに、各種の行為制限を受けることとなります。
- 立木の伐採及び伐採後の植栽指定は、保安林指定施業要件に定められる。

### 保安林台帳で確認

**特例措置等**  
損失補償などの措置があります。

1 伐採の制限に伴う喪失についての  
賠償が受けられます。  
伐採または倒伏の収容割合が度せられる保  
育林については、立木真度の原地に対する  
割子想定分の補償が受けられます。

2 病害が予測的になったり  
部屋されたらしくして  
ます。  
病害対策料、手配費等の料、特別土地保  
育は課税されません。また、倒伏、倒  
伏は伐採割合の内容に応じて相応料等の補  
償の際にマークが適用されます。

3 伐採の賠償が受けられます。  
一定の条件を満たしている場合には、伐採  
が承認されるまでの間特に必要な資金を高  
額で低額に1枚日本政策金融公庫から借り  
ることができます。

※融資等につきましては、お問い合わせ窓口または  
融資の専門機関にお問い合わせ下さい。

**行為制限**  
立木伐採などの際、  
必要な小冊の提出を要します。

1 立木の伐採  
伐採等で立木を切削する場合には、立ち入り  
の都道府県知事許可を要せなければなりません（伐採がより人工林の伐採については監  
視が必要です）。なお、この報告・許可申請書類  
「」として定められています。報酬の範囲内の性  
質であれば許可されることになります。

2 土地の種類の変更など  
洋地移転で新着古跡地や古石・古跡の登録、  
開拓手の他の土地の利用を変更する行為など  
を行なう場合は、立ち入りの都道府県知事の  
許可を取得なければなりません。なお、これ  
らの行為は、権利者の権利に支障を及ぼさない  
上認められる場合には、許可されることはな  
っています。

3 権利の譲渡  
立木を伐採したあと、木を積みなければなら  
ない場合状態に該当しない場合は、伐採した  
部分への権利が義務づけられます。

立木を伐採した者は、権利者登記の権利者を  
規定する方に権利の内容を譲り受けた者  
のうちには、立木を二箇月以内に

### 保安林の確認

- 登記簿上の地目が「山林」等でも、保安林の場合がある。
- 森林所有者自身も保安林と知らない場合がある。
- ◎ 各振興局 農山(漁)村振興部 森林管理班に問合せし確認する。

## 保安林指定施業要件

1

### 皆伐をする場合

保安林ごとに定められる  
一力所当たりの伐採面積の上限

区域ごとに定められる  
年間伐採面積の上限



保安林で皆伐をする場合は許可が必要です。

伐採方法が択伐または禁伐とされている保安林では  
皆伐できません。

#### 皆伐する場合の基準

- 一定の区域ごとに1年間に伐採できる面積が決まっています（毎年4回公表されます。）。
- 一力所当たりの伐採面積の上限が保安林ごとに決まっています。
- 防風・防塵保安林では、20m幅以上の帯状の林帯を残さなければなりません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。  
※標準伐期齢：各市町村の市町村森林整備計画に定められています。

- 伐採は、伐採年度内に限ることから、2月公表が4月から伐採できる許可となり、これから伐採年度が始まり  
12月公表は翌年3月末までに伐採搬出しなければならないこととなります。
- 大分県の標準伐期齢は、スギ35年、ヒノキ40年、クヌギ10年などとなっています。

3

2

### 択伐(抜き伐り)をする場合

天然林の保安林で択伐をする場合は許可が、人工林の保  
安林で択伐をする場合は届出が必要です。

伐採方法が禁伐とされている保安林では択伐できません。

#### 択伐する場合の基準

- 伐採後に植栽を行うことが義務づけられている場合、択伐率は40%（材積率）を上限として保安林ごとに決まっています（ただし、伐採後に標準伐期齢時点の蓄積の70%以上の森林蓄積が維持されること。）。
- 伐採後の植栽が義務づけられていない場合、択伐率は30%を上限として保安林ごとに決まっています。
- 前回の伐採後の成長量以上の伐採はできません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。



※伐採方法が皆伐をすることが可能とされている保安林で、上記の限度を超える択伐をする場合は、皆伐として取り扱われます。

4

### 3

## 間伐をする場合



保安林で間伐をする場合は届出が必要です。

指定施業要件で間伐ができる旨の指定がされていない保安林では間伐できません。

### 間伐する場合の基準

- ◆ 間伐率は35%（材積率）を上限として保安林ごとに決まっています。
- ◆ 原則としておおむね5年後に樹冠疊密度が80%以上に回復することが確実な間伐率で間伐が可能です。
- ◆ 樹冠疊密度が80%に達していない森林では間伐できません。

※樹冠疊密度：樹木の林冠が地表を覆っている割合のこと。

5

### 4

## 伐採跡地への植栽

指定施業要件として伐採後の植栽が義務づけられている保安林では植栽しなければなりません。

### 伐採跡地への植栽の基準

- ◆ 満1年以上の苗を、おおむね、成長量に応じて保安林ごとに定められている1ha当たりの本数以上、均等に植栽しなければなりません（的確な更新と認められる残存木の占有する区域を除いた面積によって算出します。）。
- ◆ 拙伐後の植栽本数は上記の本数に拙伐率を乗じた本数です。
- ◆ 植栽木には、保安機能の維持または強化を図り、かつ経済的に利用に資することができる樹種が指定されています（木材利用目的以外の樹種も指定されます。）。
- ◆ 伐採した翌年度の初日から起算して2年以内に植栽しなくてはなりません。



※指定施業要件で苗伐をすることが可能とされている人工林で苗伐を行う場合は、申請により伐採後5年を超えない範囲で植栽義務の猶予が認められる場合があります。

例 令和3年10月に伐採した場合、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに植栽を行う。  
(令和4年度から令和5年度の2年間)

## 地区別・樹種別植栽本数

計画区	地区名	スギ	ヒノキ	マツ	クスギ	ザツ	合計				
		立木平均成長量 [m]	植栽本数	立木平均成長量 [m]	植栽本数	立木平均成長量 [m]	植栽本数	立木平均成長量 [m]	植栽本数	立木平均成長量 [m]	植栽本数
大分西部	3津江	556m	16	1,400	m	m	m	m	m	m	m
	日田大山天原	415	12	1,700	394	10	1,900	260	7	2,400	44
	玖珠	474	14	1,600	361	9	2,100	216	6	2,700	43
大分北部	下毛郡	408	12	1,700	352	9	2,100	284	8	2,200	41
	中津宇佐	355	10	1,900	361	9	2,100	216	6	2,700	43
	国東別杵	378	11	1,800	322	8	2,200	254	7	2,400	36
大分南部	内陸部	415	12	1,700	352	9	2,100	284	8	2,200	41
	海岸部	307	9	2,100	322	8	2,200	254	7	2,400	36
大分中部	大野直入	291	8	2,200	270	7	2,400	198	6	2,700	28
	大分郡	407	12	1,700	352	9	2,100	284	8	2,200	41
	大分市	328	9	2,100	322	8	2,200	254	7	2,400	36
	臼津関	307	9	2,100	322	8	2,200	254	7	2,400	36

注1. 材積は簡易収穫表（林務管理課） 単位：m<sup>3</sup>

注2. 伐期は標準伐期齢（スギ35年・ヒノキ40年・マツ35年・クスギ10年・ザツ15年）

注3. 伐期終平均成長量（V）=標準伐期齢に達しているものとして算出される立木の材積 ÷ 標準伐期齢

注4. 大分南部の内陸部は旧佐伯市、旧宇目町、旧直川村、旧本匠村、旧弥生町、海岸部は旧上浦町、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町。

注5. ザツの区分にケヤキ等の高木性広葉樹を含む。

## 保安林内における手続き等

### 制限

#### ○許可を要する行為・・・都道府県知事の許可が必要

- 立木の伐採許可（森林法第34条第1項）
- 立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉もしくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更（森林法第34条第2項）

#### ○届出を要する行為

- 択伐（人工林）の届出等（森林法第34条の2第1項）
- 間伐の届出等（森林法第34条の3第1項）

#### ○植栽の義務

- 指定施業要件に定められた植栽の実施（森林法第34条の4）

### 監督処分

#### ○立木の違反伐採、土地の形質変更等の違反行為に対する監督処分（森林法第38条第1項・第2項・第3項）

- 都道府県知事は、無許可若しくは条件違反又は偽りその他不正な手段によって許可を受けて立木の伐採又は土地の形質変更等の行為をした者に対し、その中止を命じ、造林又は復旧に必要な行為を命ずることができる。

#### ○植栽の義務違反に対する監督処分（森林法第38条第4項）

- 都道府県知事は、森林所有者が、指定施業要件に定められた植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従って植栽をしない場合は、指定施業要件に定められている樹種を同一の方法により植栽すべき旨を命ずることができる。

### 罰則

#### ○森林法第206条・・・3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 森林法第34条第2項違反（無許可による土地の形質の変更）

#### ○森林法第207条・・・150万円以下の罰金に処する。

- 森林法第34条第1項違反（無許可による立木伐採）
- 森林法第34条第2項違反（無許可による立竹伐採、立木損傷等）
- 森林法第34条の4違反（植栽義務違反）

#### ○森林法第208条・・・100万円以下の罰金に処する。

- 森林法第34条の2第1項違反（無届けによる択伐）
- 森林法第34条の3第1項違反（無届けによる間伐）

### **土地の形質の変更行為の許可基準（抜粋）**

#### **○ 点的、線的施設について作業許可で対応可能**

##### **【森林の施業・管理に必要な施設】**

- ・林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合
- ・森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が上記の林道に類するものを設置する場合  
(車道幅員4メートル以下)

##### **【その他】**

- ・施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等）
- ・変更行為に係わる区域の面積が0.05ha未満で、切土又は盛土の高さが、おおむね1.5m未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）  
ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること
- ・一時的な変更行為であって、次の要件を満たす場合  
(ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く)
  - ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること
  - ② 変更行為の終了後には植栽され、確実に森林に復旧されるものであること
  - ③ 区域の面積が0.2haであること
  - ④ 土砂の流出又は崩壊の防止する措置が講じられるものであること

9

## **保安林内の伐採が許可されたら**

#### **○保安林内の立木伐採許可がおりた場合**

「決定通知書」と「伐採許可旗」が交付され、申請者は、伐採に先立ち、許可旗に許可番号と申請者名を記入し、現地に掲げなければならない。

#### **○伐採完了後または植栽完了後**

完了後は、それぞれ届出書を提出し、併せて許可旗も返納する。





森林づくりマスコット  
もりりん

森林の種類によって手手続きが違います。  
伐採する前にまず県振興局・市町村または森林組合で確認してください。

# 森林の伐採には事前に許可や届出が必要です。



- ・保安林の開発や作業道開設等を行う場合、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。
- ・普通林（保安林以外の森林）を1ha以上開発する場合も、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。
- ・森林経営計画の認定を受けた全ての森林は、事後に別途「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の提出が必要です。
- ・詳しいことは、県振興局等にお問い合わせください。



※ 平成25年9月より、伐採許可及び届出の事務の簡素化、効率化を図るために、  
大分県内で共通して利用できる「統一様式」の運用を開始しました。

## 問い合わせ先

県機関

各県振興局 森林管理班 (漁)村振興部	農林水産部	林務管理課 森林・林業企画班	☎097-506-3816
		森林保全課 林地保全班	☎097-506-3866
	東部振興局 (管轄市町村:別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町)		☎0978-72-0156
	中部振興局 (管轄市町村:大分市、臼杵市、津久見市、由布市)		☎097-506-5749
	南部振興局 (管轄市町村:佐伯市)		☎0972-22-0393
	豊肥振興局 (管轄市町村:竹田市、豊後大野市)		☎0974-63-1174
	西部振興局 (管轄市町村:日田市、九重町、玖珠町)		☎0973-22-2585
北部振興局 (管轄市町村:中津市、豊後高田市、宇佐市)			☎0978-32-0622

市町村

大分市	農林水産課	☎097-537-5783
別府市	農林水産課	☎0977-21-1111(代表)
中津市	林政課	☎0979-22-1111(代表)
日田市	林業振興課	☎0973-22-8362
佐伯市	農林課	☎0972-22-4214
臼杵市	農林振興課	☎0974-32-2220(代表)
津久見市	農林水産課	☎0972-82-9514
竹田市	農政課	☎0973-63-4805
豊後高田市	農林振興課	☎0978-22-3100(代表)
杵築市	農林課	☎0978-62-3131(代表)
宇佐市	林業水産課	☎0978-32-1111(代表)
豊後大野市	農林整備課	☎0974-22-1001(代表)
由布市	農政課	☎097-582-1111(代表)
国東市	林業水産課	☎0978-72-5198
東国東郡姫島村	企画振興課	☎0978-87-2111(代表)
速見郡日出町	農林水産課	☎0977-73-3127
玖珠郡九重町	農林課	☎0973-76-3804
玖珠郡玖珠町	農林業振興課	☎0973-72-7164

森林組合

西高森林組合	☎0978-22-2355
東国東郡森林組合	☎0978-72-3755
別杵速見森林組合	☎0977-75-0286
おおいた森林組合	☎097-582-0900
臼杵関森林組合	☎0972-62-3027
佐伯広域森林組合	☎0972-22-1156
大野郡森林組合	☎0974-22-1243
竹田直入森林組合	☎0974-62-2833
玖珠郡森林組合	☎0973-72-2344
日田市森林組合	☎0973-23-5168
日田郡森林組合	☎0973-26-7878
山国川流域森林組合	☎0979-54-3032
宇佐地区森林組合	☎0978-44-0200